

6. 日医医師年金制度

日本医師会医師年金制度は、岡山県医師会が直接関与しているわけではありませんが、会員の生活を保障する重要な制度ですのでその概要をご紹介します、進んで加入されるようお薦めします。

【医師年金の特色】

- ① 日本医師会が運営する会員のための唯一の年金制度です。
 - ・ 会員福祉のために、医師のライフスタイルに合わせて創設した年金制度です。
 - ・ 保険料として積み立てた資金を将来自分の年金として受け取る積立型の私的年金です。
- ② 年金は長寿社会にふさわしく一生涯受け取れます(15年保証期間付終身年金)。
 - ・ 終身年金ですから、ご本人は一生涯年金を受給することができます。万一、受給開始後15年以内に死亡した場合、遺族が残りの期間、同額の年金を受給できます。
 - ・ 加算年金は、5年間・10年間・15年間の確定年金も選択できます。
- ③ 保険料には上限がなく、いつでも増減額ができます。
 - ・ 定期預金等の余剰資金をまとめて保険料として支払うことができます。
- ④ ご加入は満64歳6ヶ月未満まで可能です。ただし、加入の受付は、加入資各満了の3ヶ月前までとなります。
- ⑤ 年金の受取開始時期(満65歳)は、先生の生活設計に応じて最長満75歳まで延長できます。

【医師年金のしくみ】

- ・ 基本年金は加入者全員一律に加入していただきます。
月払：月12,000円 年払：年138,000円 一括払：年齢に応じた金額
- ・ 加算年金は任意の加入です。
月払：6,000円単位(上限なし) 随時払 10万円単位(上限なし)

【医師年金の給付】

基本年金 15年保証付終身年金

+

加算年金 15年保証付終身年金/5年間の確定年金/10年間の確定年金/15年間の確定年金 基本年金と合わせて上記のいずれかを選択できます。

- ・ 年金は、年利率1.5%で計算されます(将来的に見直しを行う可能性があります)。
- ・ 年金の受給開始は満65歳(原則)です。
- ・ 受給開始時期を1年単位で最長満75歳になる月の前月まで延長できます。

また、延長中も自由に加算年金保険料を積立てることができます。

- ・満56歳以上でかつ加入期間3年以上の方であれば65歳未満でも年金を受取ることができます。

【死亡した場合】

- ・受給前の死亡

払込保険料と利息相当額が、遺族一時金として遺族に支給されます。

また、56歳以上かつ加入期間3年以上の加入者及び受給延長者の方が死亡した場合、遺族年金も選択できます。

- ・受給開始後の死亡

保証期間の残余給付期間について同額の年金が、遺族年金として遺族に支給されます。遺族年金に代えて一時金を選択することもできます。

【加算年金を取崩す場合】

- ・年金受給前の加入者は、加算年金の全部または一部を育英年金または傷病年金として受取ることができます

育英年金：4年間・7年間・10年間の選択

傷病年金：2年間・3年間・4年間・5年間の選択

【脱退する場合】

- ・加入者から申出をした場合、制度を脱退することができます(ただし、年金受給者は脱退することができません)。
- ・加入者は満65歳未満で本会会員でなくなったとき制度を脱退していただきます。
- ・制度から脱退する場合には、脱退一時金が支払われます。

【加入のお申込み】

加入資格日本医師会会員で加入日現在、満64歳6ヶ月未満の方です。ただし、加入の受付は、加入資格満了の3ヶ月前までとなります。また、年金の受給権が発生する満65歳までは日本医師会の会員であることが条件です。

詳しくは、医師年金のホームページ<http://nenkin.med.or.jp/> をご覧ください。

ホームページでは受取年金額のシミュレーションもできます。

〔問合わせ先〕 日本医師会 年金福祉課

〒113-8621

東京都文京区本駒込2-28-16

Tel 03-3942-6487 (直通)